

平成28年度

事業計画書

社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

平成28年度 社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会事業計画書

(基本方針)

近年、急速に進展する少子高齢化と人口減少化に伴い、複雑・多様化する家族や地域社会の支援ニーズに対応するため、制度ごとではなく地域というフィールド上に、本人のニーズを起点とする新しい地域包括的な支援体制を構築していくことや、住民・関係者と行政が協働して、誰もが支え・支えられるという共生型の地域社会を再生し創造していくということが求められている。

厚生労働省においては昨年、『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—』を策定し、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり「全世代・全対象型地域包括支援」が不可欠であるとし、新しい地域包括支援体制の確立や生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立、総合的な福祉人材の確保・育成などを進めるとしている。

昨年4月から、市の委託を受けて実施している自立相談支援事業においても、複合的な生活課題を抱えている方からの相談が多く、困窮状態から脱却するための自立支援には、高齢者・障がい者・児童・生活福祉に関する各制度の連動をはじめ、住宅・就労・司法・教育等、関係分野に渡る多職種との連携や地域との連携支援が必要不可欠となっている。今年度も継続して地域における社会的孤立や深刻な生活課題に向き合い、ソーシャルワークを展開するとともに支援に必要な社会資源の開発や住民相互のたすけあい活動を推進する。

更に、全国的な動向として、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、可能な限り自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されており、その一環として今年度より市から「生活支援体制整備事業」の委託を受け、資源開発や人材の育成、多様な主体による多様な取り組みのコーディネートやネットワークの構築に取り組んでいく。

また、「社会福祉法」改正による社会福祉法人の存在意義や社会貢献性の見直しに伴う対応、市が進める地域コミュニティ活性化事業の動向など、社会福祉協議会を取り巻く環境が大きく変化して来ている。

このような情勢への対応を含め、社会福祉協議会の使命と経営理念をより明確に、社協発展強化・経営改善を推進し、これまで培ってきた地域福祉・在宅福祉活動を継続実施するとともに、時代のニーズに応じて発展させていくため「第3次地域福祉活動計画」の策定に取り組み、住民、地区社協、民生児童委員、行政、関係機関・団体・施設等と協働して「みんなですすめる、福祉で笑顔のまちづくり」の推進に努める。

(基本理念)

みんなですすめる 福祉で笑顔のまちづくり

(基本目標・重点方針)

【1】 住民主体の地域福祉活動をすすめる、たすけあいの風土をつくります

- 1 地区社協活動の充実
- 2 小地域ネットワーク活動の推進
- 3 福祉関係団体等への支援
- 4 健康と生きがいづくりの推進

【2】 住民参加のもとに福祉意識の啓発とボランティアの支援・育成を推進します

- 1 ボランティアセンターの運営
- 2 災害ボランティア活動支援体制の整備
- 3 福祉教育の推進
- 4 ボランティアの育成・活動支援

【3】 住民の権利を擁護し、地域総合相談・支援のしくみづくりを進めるとともに、啓発・研修事業を推進します

- 1 地域福祉権利擁護事業の推進
- 2 地域総合相談・援助活動の実施
- 3 調査・企画・広報活動の推進

【4】 生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

- 1 訪問介護サービス
- 2 通所介護サービス
- 3 相談支援サービス
- 4 地域生活支援サービス

【5】 住民主体の地域福祉活動を推進するため社会福祉協議会の基盤を整備します

- 1 拠点の整備
- 2 組織体制の強化
- 3 財源の確保
- 4 社協経営改善の推進
- 5 第3次地域福祉活動計画（2017～2021年）の策定

(実施計画)

【1】－1 地区社協活動の充実

①20地区社協活動の支援と協働

地域福祉ニーズの充足に対応できる地区社協活動の支援を行い、住み慣れた地域で地域住民の福祉活動に支えられながら、安心・安全に暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを推進する。

②メニュー事業の推進

メニュー事業を推進し、地区社協の支援を行うとともに、市社協との連携・協働体制の整備を図る。
(ふれあいのつどい・三世代交流事業・友愛訪問事業・住民座談会・ふれあい交流大会・すみよいまちづくり事業)

③地域組織との連携強化

地区社協を核とし、地域組織・団体との連携強化を図っていき、地域の課題の把握からその解決までのネットワークの構築に取り組む。

【1】－2 小地域ネットワーク活動の推進

①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進(市分担金事業)

在宅のひとり暮らし高齢者が安心して暮らすことができるよう、安否確認等見守り活動を推進する。見守り推進員による訪問(状況により週1回～月1回)、見守りネットワーク会議の開催。

②ファミリーサポートセンターの運営(市委託事業)

働く人々の仕事と子育ての両立の支援、会員相互の子育て援助活動を実施する。また、会員対象の基礎研修やスキルアップ研修の充実に努めるとともに愛ネットワーク活動との連携を図っていく。

③住民互助型生活支援サービスの推進(愛ネットワーク)

地域住民の協力により、住民互助型生活支援サービスを創出・展開することを通して、地域の福祉意識を高め、お互いの暮らしを支え合えるあたたかい地域づくりを推進する。事業のリニューアル化検討。

【1】－3 福祉関係団体等への支援

①民生児童委員活動との連携

民生児童委員協議会の事務局業務を担い、民生児童委員が活動しやすい環境整備を図り、要援護者の支援と地域福祉活動を推進する。また、民生委員制度創設100周年に向けて記念事業の検討を行う。

②共同募金活動の推進

県共同募金会支会の事務局業務を担い、会議の運営、赤い羽根共同募金(10月～12月)、歳末たすけあい運動(12月)を推進し、住民参加による寄付文化の醸成や助け合い活動を推進する。

③福祉用具等貸与・リサイクル事業の実施

一時的に車椅子を必要とする方に貸出しを行う(原則10日間)。また現在使用されていない福祉用具を必要な人へつなぎ、地域住民相互の助け合い活動を促進する。

④マイクロバス貸与事業の実施

ボランティアや福祉関係団体等の研修や交流活動の支援を目的としてマイクロバスの貸出しを行う。

⑤ボランティア機器等貸与事業の実施

自治会やボランティア団体等に機器等を貸出し、住民同士の交流活動の促進を図る。

【1】－4 健康と生きがいづくりの推進

①ふれあい・いきいきサロン活動の充実

小地域を拠点にその地域住民である高齢者・障害者・子育て中の親等とボランティアとが協働で企画したり、内容を相談して決めたりしながら、ともに運営していく楽しい仲間づくり活動、地域住民同士の自発的な支え合い活動を推進する。

②常設型サロン創設の推進

空き店舗や民家等を改修・利用し、地域の高齢者や障害者、子育て中の親、子どもなど（誰でも）が、いつでも気軽に立ち寄り、くつろぐことができる交流の拠点・居場所づくりを促進する。

③家族介護者交流事業の推進（市委託事業）

在宅高齢者等を介護している家族を対象に、介護等に関する情報を共有できる場を提供し、介護者相互の交流等を図る。

【2】－1 ボランティアセンターの運営（市指定管理事業／第2期最終・5年目）

①ボランティア情報の収集と提供

ボランティア活動に関する情報を収集し、提供することによって、ボランティア活動の活性化を図る。

②ボランティア相談窓口の設置

ボランティア活動の需給調整・コーディネート力の強化を図り、活動に関する相談やグループ運営、NPO設立等についての支援を行い、市民参加・協働のまちづくりを推進する。

③広報・啓発活動

ボランティア活動に関する広報・啓発を行い、市民・ボランティア活動を促進し、市民参加・協働による住みよい地域づくりを進める。

④人材の育成と養成

市民・ボランティア活動に関する知識・技術を身につける研修や体験学習の機会を提供し、諸分野に渡る多くのボランティアを育成・養成する。（市民ボランティア講座・研修会・講演会）

⑤ボランティアの交流とネットワークの促進

ボランティアグループ同士の交流と連携を促進するため、登録団体等の交流会を開催し、市民ボランティア活動のネットワークづくりをすすめる。

⑥ボランティア活動に関する調査研究

ボランティア活動・NPO支援のための調査研究を進めるとともに、コーディネート・支援のスキルアップを図り、市民ボランティアの各種ニーズに対応・支援できるセンター機能の強化・充実を図る。

⑦ボランティアへの場所・設備の提供

ボランティア活動を支えていくための会議場所や機器等を提供をし、活動の支援を行う。

⑧災害ボランティアの育成

市民の災害に備える意識啓発を広め、日頃からの備えや、災害時のボランティア活動の普及、安心・安全なまちづくりを進める。（災害ボランティア活動研修会等の開催）

【2】－2 災害ボランティア活動支援体制の整備

①関係機関・団体等との協働体制の確立

災害時及び後方支援に対応する社協内部の運営体制の確立を図るとともに、平常時から関係機関等とのネットワークづくりを推進し、災害ボランティアセンター設置時には円滑にボランティアの支援が行えるようにする。（市の「避難行動要支援者避難支援プラン」に関する協議への参加）

②災害ボランティアセンターの設置・運営

必要に応じ、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、現地調査や情報収集、連絡調整、ボランティアの需給調整等を円滑に行い、被災地・被災者のニーズに基づく生活支援を実施する。

③災害ボランティア研修の実施

災害時において、職員のコーディネート力が発揮され、多くの支援ボランティアが参加し、生活再建へ向けて、たすけあい活動ができることを目指し、運営スタッフや協力者の養成を推進する。

④資機材等の確保・管理

災害発生時に速やかにボランティアに資機材を提供できるよう必要な資機材を確保、整備する。

⑤指針・マニュアルの整備と見直し

災害時における協働等について市と協定を結んでおり、風水害対応の活動指針、マニュアルを整備しているが、地震にも対応できる指針、活動マニュアルの整備見直しを行っていく。

【2】－3 福祉教育の推進

①福祉学習の推進

市内の小学校・中学校・高等学校に福祉協力校として助成し、活動の支援を行う。また、地域、学校、公民館等と連携、協働での学習プログラムの開発・提案を行い、福祉学習の充実と地域福祉の向上を図る。

【2】－4 ボランティアの育成・活動支援

①福祉教室の実施

市民が地域の福祉や援助技術について学べる機会を設け、当事者支援や地域づくりのボランティア活動の普及を行う。(手話・点字・朗読教室、要約筆記・傾聴ボランティア教室)

②ボランティア活動助成事業の実施

生活課題の解決や福祉のまちづくりのためのボランティア活動を提案してもらい、効果ある活動へ助成することにより、ボランティア活動の活性化と住みよい地域づくりを推進する。

③ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、安心して活動出来ようにボランティア保険の加入促進を図る。

④点字・声の広報等発行事業の実施(市委託事業)

市報や社協だよりの朗読CD、点字図書を作成し、視覚障害者への情報提供、社会参加の促進を図る。

【3】－1 地域福祉権利擁護事業の推進

①福祉サービス利用援助事業の推進(県社協委託事業)

判断能力が不十分な方(但し契約を結ぶこと、利用料がかかることを理解していただける方)の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行う。また、制度に関する問合せや利用に関する相談に応じる。

②法人後見事業の実施

成年被後見人等の財産管理(預貯金や不動産の管理)や身上監護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所手続き等)の支援を行う。また、成年後見制度に関する問合せや相談に応じる。市の権利擁護センター構想への協力を行う。

【3】－2 地域総合相談・援助活動の充実

①専門相談の実施（市分担金事業）

身近な相談支援体制の確立を図り、対象者の様々な相談に応じ、その問題の解決に努める。

○法律相談（相談員：弁護士）

- ・川之江支所（毎月第1・3水曜日） ・本所（毎月10日・20日）
- ・土居支所（毎月第4水曜日） ・新宮支所（年2回／5/26、10/27）

○司法書士相談（相談員：司法書士）

- ・川之江支所（毎月第2水曜日） ・本所（毎月5日）
- ・土居支所〔隔月（奇数月）第3水曜日〕 ・新宮支所〔年1回／2/23〕

②地域総合相談・生活支援の実施

- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施（生活相談支援センターの設置／市委託事業）
生活困窮者の相談に応じ、自立支援プランの作成や資源活用等を行い、困窮状態からの脱却を支援する。また関係機関や地域と連携して資源開発等を行い、たすけあいの地域づくりを推進する。
- ・生活福祉資金貸付事業の実施（県社協の事務委託）

③地域包括ケアシステムへの協力

- ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置／市委託事業）
社会資源の整備及び不足するサービスの創出、担い手・人材の養成、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり、協議体運営への協力等を行い、生活支援体制の整備を行う。（第一層・全市エリアの視点／地区担当ワーカーとの連携）

【3】－3 調査・企画・広報活動の推進

①福祉票整備・要援護者の支援

要援護者の生活状況を把握し支援するために、民生児童委員と協働して福祉票を整備、社協や民協、行政等の福祉ニーズへの対応（個別援助、他機関へ情報提供、見守り支援等）や、支援方策等に活用する。

②広報啓発活動の充実

社協だよりの紙面充実に努め、必要な情報提供とともに住民の地域福祉活動への参加・協力を促進する。また、ホームページ・ブログの適正な更新等の管理運営、窓口における広報活動に努める。

③社会福祉大会の開催

年に一度、福祉関係者が一堂に集える大会を開催し、住民の福祉意識の向上と住民参加による福祉のまちづくりを推進する。

④福祉・介護研修事業の実施（介護予防教室は市委託事業）

各地で介護予防教室等を開催し、体操やレクリエーション等の効果・魅力について知っていただき、地域住民同士や自分自身でそれらを意識的に取り入れたり、継続したりすることにより、健康増進や地域福祉の向上につながることを目指す。

【4】－1 訪問介護サービス

①訪問介護・予防訪問介護事業の実施

要支援・要介護者宅へ訪問介護員が訪問し、身体介護（食事・入浴・排泄・衣類着脱・外出介助等）、生活援助（調理・洗濯・掃除・買物・関係機関連絡等）、相談助言を行い、高齢者の在宅生活を支援する。

②障害者居宅介護等事業の実施

障害支援区分認定を受けた障害者宅へ訪問介護員が訪問し、個々の障害特性やニーズにあった身体介護、生活援助、相談助言を行い、障害者の自立と在宅生活を支援する。

③移動支援事業の実施（市委託事業）

単独では外出困難な障害者（児）に対して、訪問介護員が外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る。

④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業の実施

要支援・要介護者宅へ移動入浴車で訪問し、居宅における入浴（安心・安全）の介護を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。（看護師によるバイタル確認）

⑤訪問入浴サービス事業の実施（障害者対象／市委託事業）

障害者宅へ移動入浴車で訪問し、居宅における入浴（安心・安全）の介護を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。（看護師によるバイタル確認）

⑥有償サービスの実施（有償日常生活支援サービス）

介護保険や障害福祉サービス等の公的サービスでは対応できない身体介護や生活援助等のサービスを有償により提供する。

【4】－2 通所介護サービス

①通所介護・介護予防通所介護事業の実施

新宮デイサービスセンターに利用者を送迎し、必要な介護・生活訓練・生きがい活動を実施し、自立生活を支援するとともに、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、家族の介護負担軽減を図る。

②介護予防デイサービス事業の実施

二次予防事業対象者を対象に、新宮デイサービスセンターで、送迎、相談援助、日常動作訓練、入浴、食事等の共通サービスの他、運動機能向上等の介護予防サービスを実施する。

③小規模デイサービスの検討・実施

年齢、障害の有無等に関わらず、地域でいつでも利用できる福祉サービスについて検討を行う。

【4】－3 相談支援サービス

①居宅介護・介護予防支援事業の実施（介護予防支援は市委託事業）

利用者やその家族がもつ生活課題やニーズを把握し、必要な介護サービスを適切に利用できるような質の高い相談・援助、居宅サービス計画の作成、社会資源の連絡調整等を行う。

②要介護認定訪問調査受託事業の実施（市委託事業）

認定調査員（介護支援専門員等）が申請者の自宅を訪問し、介護の現状・手間等について、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などの聞き取り調査を行ない、正確な認定調査に努める。

③指定相談支援事業の実施（相談支援の一部は市委託事業）

障がい児者のあらゆる相談に応じ、サービス利用計画の作成、権利擁護、地域移行支援等、関係機関等とのネットワークによる支援活動を進める。（一般・特定・児童）

【4】－4 地域生活支援サービス

①地域活動支援センターの受託運営（市委託事業）

- ・地域活動支援センター「あおぞら」「ココロン」「しゃぼん玉」の受託運営を行い、通所者の創作・生産活動の支援、生活訓練、地域交流、社会参加の促進を行う。
- ・現在の地域活動支援センターの再編について検討を行う。（就労継続支援B型事業所の新規立ち上げ）

及び地域支援サークル「茶れんじ／新宮地域」の活動状況を含む)

②いこいの湯の運営（市委託事業）

土居老人憩いの家において、高齢者のふれあいと生きがいづくり活動を主に、心身と生活の安定及び介護予防活動を実施する。（送迎、入浴、会食、レクリエーション、生きがい活動、季節行事等）

③生活支援ハウスの運営（市委託事業）

新宮高齢者生活福祉センターにおいて、独立して生活することに不安のある単身または高齢者夫婦の入居者（自立または要支援の人）に、生活全般の見守り、相談、連絡調整等の支援を行なう。

④在宅連絡調整会の充実

在宅福祉事業の効果的運営及びサービスの向上を図るため、定期的に連絡調整会議を開催する。（①在宅福祉課主任会、②地区連絡調整会、③介護支援員専門員連絡会、④サービス提供責任者連絡会 ⑤通所介護事業連絡調整会等）

【5】－1 拠点の整備

①住民が利用しやすいスペース及び事務局活動拠点の確保

- ・身近な地域福祉活動の拠点の確保、機能の充実を図る。（本・支所の事務局業務及び活動拠点施設、20地区社協の拠点である各公民館、ふれあいいきいきサロンの活動拠点である集会所等）
- ・市の新庁舎建設計画・支所耐震工事等に伴う福祉会館及び社協事務所・事業拠点の在り方等検討。

②IT機器の充実

機器の利便性、耐用年数・経費削減等を考慮した上で、機器・ソフトウェアの整備を行う。信頼性のあるフリーソフト導入の検討、OA機器等の研究実施。

【5】－2 組織体制の強化

①役職員の資質の向上を図る研修の実施

役職員に必要な各種研修会等への積極的な参加・職場内研修等を実施し、資質向上を図るとともに、市民に信頼され市民ニーズに応えられる社協運営、事業の展開、地域福祉・在宅福祉の充実に努める。

②理事会・監事会・評議員会充実・強化

社協の運営面・経済面の両面が充実・強化するよう、実効力ある経営組織体制を構築する。社協発展強化・経営改善計画に基づき、理事・監事・評議員の定数・選出区分、会議運営等の適正化を図る。

③事務局業務分担の整備（三役・事務局連絡会、職員会等の開催）

社協発展強化・経営改善計画に基づき、住民生活に役立つ社協をめざし、事業の整理と本所一元化に向けた事務局体制の整備を推進する。

【5】－3 財源の確保

①社会福祉協議会会費の推進

住民の福祉活動への参加を実現するために、住民ニーズに応える社協活動の周知を図り、社協会費への理解を求め、全戸会員制を推進する。（地区社協、地区関係団体との連携）

一般会費	年額1口	1,000円
賛助会費	年額1口	5,000円

②まごころ銀行運動の推進

市民からの善意の預託により、社会福祉の増進に役立てる事業として、広く運動の普及を図る。

③補助金・委託金の確保

行政や県社協等からの補助金・委託金を確保するとともに、民間の助成金等についても可能なものについては獲得に努め、安定的な社協運営ができる基盤を構築する。

④共同募金配分金の活用

共同募金・歳末たすけあい募金運動の支援を行うとともに、配分金の使途の周知、効果的活用を図る。

⑤指定管理者制度等の管理受託

指定管理者制度における指定や受託可能な委託事業を受けて事業を実施するとともに、指定（受託）を受けるための情報収集等を行い、財源確保に努める。

【5】－4 社協経営改善の推進

「第2次地域福祉活動計画」の推進と並行して、「社協発展強化・経営改善計画」を実施し、事業の重点化と事務局体制の整備、経営組織体制の確立、財源の確保に努める。

【5】－5 第3次地域福祉活動計画（2017～2021年）の策定

地域の生活福祉課題の解決や住民ニーズに立脚した社協活動の充実・発展をめざし、次年度以降5年間の「福祉でまちづくり」についての目標や将来ビジョン・活動計画を策定する。（「第2次地域福祉活動計画」「社協発展強化・経営改善計画」の達成度・効果等の評価、市の「地域福祉計画」との整合性、住民座談会等によるニーズ把握、課題整理等を踏まえる。）